

地域生活支援拠点等における緊急時の受入・対応機能の整備について（案）

1 現状と課題

- 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、国の基本指針に基づき、令和2年度末までに「地域生活支援拠点等」を整備する必要があるとあり、本市では、地域の複数の機関が分担して機能（*）を担う「面的整備型」をめざしている。

*①相談 ②緊急時の受入・対応 ③体験の機会・場
④専門の人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

- 平成30年度から、基幹相談支援センターを地域の相談支援体制の拠点として強化を図ってきたが、介護者の急病等により不在となる等の緊急事態が生じた場合には、一時的に対応できる「緊急時の受入・対応」機能を担う機関（施設）がなく、区保健福祉センターや障がい者基幹相談センター等では、対応に苦慮しているのが現状。

事例① 虐待が認められた場合でも、強度行動障がいや自傷他害の恐れ等がある場合は、「大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業」の施設では受け入れが困難で他の施設を探した。

事例② 受け入れ先がなく、止む無く、障がい者が利用しているサービス事業所で一時的に保護（その場合は事業所は無報酬）。

事例③ 入所施設が見つからず、障がいのある家族を自宅で監禁。

- 障がいの状態に関わらず、緊急時に受け入れができるよう、「常時の緊急受入体制（受入施設）確保」「緊急時の受入施設から日常生活に向けたコーディネート機能」を整備する。

2 緊急時の受入・対応機能の整備に向けた取り組み

（1）受入施設の確保

- 介護者の急病等により不在となる等の緊急事態が生じた場合は、「大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業」を活用する。
- しかしながら、現在の施設では、対象者が強度行動障がいである等、障がい状況によっては受入が困難なことから、施設を変更し、「緊急一時保護の受入体制」を強化する。

*受け入れ可能な障がい者入所施設について、障がい者施設関係団体と協議中

（2）緊急一時保護における障がい者の受入体制の強化

緊急一時保護施設の体制強化

受け入れ時は、障がい者の詳細な事前情報もなく受け入れることになる。特に入所当初は、環境に馴染むよう手厚い支援を集中的に行う必要があるため、対象者を個別に支援する職員の配置体制を確保する。

緊急一時保護施設から日常生活に向けた支援

一時保護期間中に退所しなければならず、その間に、家族等との調整や福祉サービスにつなげる等の日常生活に向けたコーディネートを短期間かつ集中的に行う必要があるため、施設外に、その機能を付加する。

(3) 夜間休日等における緊急時支援事業の実施

対象者が緊急一時保護（施設入所）を拒否する、あるいは緊急一時保護までの必要性が認められない場合であって、障がい福祉サービス等を利用できない場合に、支援者が居宅等を訪問して支援を行う際の経費の一部を支給する。